

令和7年度第2回 立川市公契約審議会 会議概要

開催日時	令和7年12月16日(火)午前10時00分～午後11時00分	
開催場所	立川市役所 209会議室	
次第	1. 議題 (1) 令和8年度労働報酬下限額について 2. その他	
配布資料	資料1 確定申告パートタイム(時給)比較	
出席者	[委員] 森井利和, 木村辰幸, 中村知義, 松浦孝治, 小笠原一樹, 鍵主衛 [事務局] 五十嵐智樹(行政管理部長), 野口康浩(改革推進課長), 市川啓(行革推進係長), 今井治(工事契約係長), 岡田幸子(品質管理課長), 野口麻衣子(品質管理係長), 原島祐太(建築品質係長), 中村寛之(土木品質係長), 福田順史(設備品質係長), 武田智子(品質管理係)	
公開・非公開	公開	
傍聴者数	3人	
委員からの意見、質問及びそれに対する回答		
意見・質問	回答	
<p>(1) 令和8年度労働報酬下限額について</p> <p>*非熟練工・軽作業員の労働報酬下限額が東京都における公共工事設計労務単価の70%というのは都内他自治体を参考にした数字であり今のところ賛成だが、今後上げる方向で議論していきたい。</p> <p>*熟練工、非熟練工の区別は「労働者の合意の下」となっているが実際には難しいのではないかと。この区別をなくして設計労務単価の普通作業員と軽作業員の区別のみでのやり方も今後検討していきたい。</p> <p>*近隣市では非熟練工の割合を定めているところもある。</p> <p>*熟練工と非熟練工の割合を数字で決めるというのはかなり難しい。</p> <p>*実際、70%では若い方の人材が集まらないということもある。</p> <p>*これは最低下限額なのでそれ以上に上げることは差し支えない。</p> <p>*2025年12月2日に国から「改正建築業法」の基準が出たので、国が定めた労務費を下回らないように一文をいれなくてはいけない。</p>	<p>・事業者アンケートを行った際、習熟度によって報酬が同じというわけにはいかないという意見があり、たたき台には載せたが不要ならばその方向で話し合いをしていただきたい。</p> <p>・明確な数字はまだわからないので、答申で付帯意見を載せていただきたい。</p>	

<p>*たたき台、工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約、指定管理協定は1時間当たり1,320円の根拠は。</p> <p>*最低賃金の1,226円を上回っており合理的な根拠である。</p> <p>*第1回の審議会でも納得した金額であるのでこれを崩す理由はないのでは。</p> <p>*委託の方で、工事のような区分けは必要ないのか。</p> <p> </p> <p>*令和8年度の労働報酬下限額</p> <p>1. 工事又は製造の請負契約</p> <p>(1)熟練労働者・一人親方は、東京都における公共工事設計労務単価に85%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額。</p> <p>(2)熟練労働者・一人親方に当たらない労働者は東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」に70%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額。</p> <p>2. 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約、指定管理協定は1時間当たり1,320円。</p> <p>付帯意見</p> <p>改正建設業法における労務費に関する基準を下回らない金額とすること。</p> <p>これを答申とすることを決定する。</p> <p> </p> <p>*次年度以降、公契約定例について労働者側が知らなかったとならないように周知や対策を検討できるのか。</p> <p> </p> <p>*市の相談の窓口をいつでも開いておかなければならない。</p>	<p>・ハローワーク立川の求人・求職賃金情報を参考に平均額を出し、今年度の最低賃金の上昇額を足し、一円単位を切り上げて算出した。</p> <p> </p> <p>・今回は対象が少なく職種別というのは難しい。</p> <p> </p> <p>・ポスターやカードタイプのチラシを配布し職場への掲示をしていただく。周知を徹底し、報告状況も委員の皆さんに確認いただけるように検討している。</p> <p>・電話相談窓口を用意する予定である。</p> <p> </p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--